

北海道水資源保全地域に関する基本指針

平成 24 年 5 月策定

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針として、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を次のとおり定める。

1 水資源保全地域に関する基本的事項

北海道の水資源は、森林をはじめとする豊かな自然環境が持つ水源涵養機能により保たれており、安全で安心な道民生活や農林水産業をはじめとした本道産業が健全な発展を遂げていく上で、欠かすことができない貴重な財産である。

一方、近年、水源の周辺において利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められ、また、行政の関与がないまま水源周辺の民有地が売買されることについて、多くの市町村が懸念していることも明らかになった。

こうしたことから、水資源を保全するために特に必要があると認める区域を水資源保全地域として指定し、適正な土地利用の確保に向けた取組を推進する。

(1) 基本的な考え方

水資源保全地域は、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源であって、公共の用に供するものとして用いられるものの原水を取り入れる施設が設置されている地点又は当該施設の設置が事業計画等に位置付けられているなどその設置が予定されている地点(取水施設の設置が具体化している場合などをいう。)及びその周辺の区域(国有地を除く。)であって、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域をいう。

(2) 適正な土地利用の確保に向けた取組

ア 水資源保全地域の指定(条例第 17 条)

道は、「2 水資源保全地域の指定に関する事項」に定める事項を踏まえ、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水資源保全地域として指定する。

イ 基本指針等の周知(条例第 18 条)

道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地所有者等を把握するとともに、当該土地所有者等に対して、基本指針及び地域別指針の十分な周知を行うよう努める。

ウ 土地所有者等への助言(条例第 19 条)

道は、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるとき、水資源保全地域内の土地所有者等に対し土地の利用の方法その他の事項に関し助言を行う。

エ 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出(条例第 20 条)

水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出制の導入により、水源の周辺における土地取引行為について、行政機関があらかじめ把握し、届出をした者に対して助言を行うことにより、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図る。

オ 届出者への助言（条例第 20 条）

道は、適正な土地利用に誘導するため、水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出をした者に対して、土地所有者等が配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

カ 報告又は資料の提出（条例第 21 条）

道は、水資源保全地域内の土地の適正な土地利用の確保を図る観点から、届出内容の確認が求められる場合など当該土地の所有等又は利用の状況を把握する必要があると認められるときは、その土地に関する権利を有している者又は有していた者に対して、必要な報告又は資料の提出を求める。

2 水資源保全地域の指定に関する事項

（1）基本的な考え方

ア 水資源保全地域は、個々の水源の状況や地域住民の意向など地域の実情に即して指定する必要があることから、道は、この指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、当該区域が所在する市町村の提案に基づき、水資源保全地域として指定する。

イ 水資源保全地域の指定は、アに定める提案に基づく場合のほか、水源の周辺の土地が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合などに市町村から他の市町村の区域に係る提案があった場合や、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案して、水資源保全地域として指定することが適当と考えられるが当該区域が所在する市町村からの提案がない場合など、水資源の保全のため特に必要があると認める場合についても行うことができる。

ウ 道は、水資源保全地域の指定に当たっては、林業、観光業など地域における産業の健全な発展と両立するよう、適切に配慮して行うものとする。

エ 水資源保全地域は、森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図り、指定するものとする。

（2）区域設定

水資源保全地域の水源別の区域設定の考え方は、次のとおりとする。

なお、指定の区域については、地番及び「水資源保全地域区域図」で示すものとする。

ア 地表水（河川水、伏流水、湖沼水、ダム水）から原水を取り入れる場合

山間地における公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部を基

本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とするものとする。

イ 地下水（浅層地下水、深層地下水及び湧水）から原水を取り入れる場合

公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離（概ね1キロメートルを基本とする。）の範囲について、水源の地形、地質、取水深度等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、全部又は一部の区域（都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除く。）とする。

3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要がある。

このため、水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- (1) 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努める。
- (2) 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努める。
- (4) 水資源保全地域ごとに定められる地域別指針に規定する「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」に留意の上、土地利用を行う。

4 水資源の保全に関する施策の総合的な推進

道は、条例第10条に規定する基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を推進する。

水資源の保全は、関係者の適切な役割分担による協働により推進することが重要であることから、国や市町村と連携の上、関係者が一体となって取り組んでいくとともに、これまでも実施してきた施策についても継続的に取り組み、新たな施策と合わせ、総合的に推進していくこととする。

なお、水資源の保全に関する道の事務・事業については、地域住民の利便性を確保する視点から市町村の実情や意向を踏まえ、市町村への権限移譲を行うこととする。

(1) 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進（条例第11条）

道は、森林が有する水源涵養機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、次に掲げる施策を推進する。

ア 保安林制度の活用

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林制度を活用することにより、水源を涵養する機能など森林の有する公益的機能の確保を図る。

イ 造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置

造林、保育、間伐等の森林施業の適切な実施、治山事業の推進、森林計画制度及び林地開発許可制度の適切な運用等を行う。

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進（条例第 12 条）

ア 公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき水質の汚濁状況の常時監視を実施する。

イ 水質の汚濁の負荷の低減に係る措置その他必要な措置

水質汚濁の発生源対策として水質汚濁防止法に基づく立入検査などを実施するとともに、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水循環の確保や安全な水の確保のための取組を推進する。

また、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づき水道事業者に対し、水道水源の水質監視や周辺環境保全対策、水道水源汚濁事故に対する関係機関との連携と迅速な対応などの指導を行う。その他エキノコックス症対策等を実施する。

(3) 道民等の理解の促進（条例第 13 条）

水資源の保全に関する施策の実効を期するためには、道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全への適切な配慮や協力が不可欠であり、水資源の現状やその保全の重要性に関する道民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動等を積極的に推進する。

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保（条例第 14 条）

ア 水資源保全地域に関する措置

条例に基づき、水源の周辺であって、適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を水資源保全地域として指定し、必要な措置を講ずる。

イ 国土利用計画法その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地取引行為の届出制のほか、森林法に基づく林地開発許可や森林の土地の所有者となった旨の届出制、さらには市町村が行う水源の周辺の公有地化の取組への支援などを通じて、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る。

(5) 水資源の保全のための財政上の措置（条例第 15 条）

水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。